省令

農林水産大臣　野上浩太郎

○農林水産省令第八十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査の範囲） **第三条**　調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十八条第五項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関について行う。 （統計調査員） **第五条の二**　（略） ２　統計調査員は、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長）が任命し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。次条において「地方農政局等の長」という。）の指揮監督を受けるものとする。 （漁業法等に基づく報告からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告） **第九条**　農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告を利用することができる。 一　漁業法第二十六条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 二　漁業法第三十条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 三　漁業法第五十二条第一項（同法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 四　漁業法第九十条第一項の規定による都道府県知事（同法第百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣）に対する報告 五　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十八条第一項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告 六　漁業法第百七十六条第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告	（調査の範囲） **第三条**　調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関について行う。 （統計調査員） **第五条の二**　（略） ２　統計調査員は、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長）が任命し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。次条第二項において「地方農政局等の長」という。）の指揮監督を受けるものとする。 （漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告） **第九条**　農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの（以下「漁獲成績報告書等」という。）を利用することができる。 一　漁業法第五十二条第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは漁業法第六十六条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて、又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第十九条第一項の規定により農林水産大臣に届け出て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告 （新設） （新設） （新設） （新設） 二　前号に掲げるもののほか、漁業法第百三十四条第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告